

京丹後市下水道用マンホール鉄蓋

性能規定書

令和2年1月

京丹後市上下水道部経営企画整備課

## 1. 適用範囲

この性能規定書は、京丹後市が使用する下水道用マンホール鉄蓋（種類については、下表参照）に適用する。

JSWAS 区分		種類	荷重区分
直接蓋	G-4 準拠	グラウンドマンホール呼び 600	T-25
		グラウンドマンホール呼び 300	
		グラウンドマンホール呼び 900-600	
防護蓋	G-3 準拠	グラウンドマンホール呼び 300 (防護蓋)	T-25 T-14

## 2. 製品構造・機能及び寸法

### 2-1 共通事項

- (1) 雨水浸入防止として、コジリ穴3ヶ所とし、形状は袋状とする。
- (2) 転落防止梯子は、ステンレス製とする。
- (3) 受枠変形防止金具は、ボルトはステンレス製とし調整駒を使用すること。

### 2-2 【グラウンドマンホール呼び 600】

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 に準ずる。
- (2) 製品は、ふたと受枠とが蝶番構造により連結され、ふたの取付及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく 180 度転回及び 360 度旋回できること（逸脱防止性能）。また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (3) ふたは、開閉することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具（別図—①）を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止機能）。また、ふたの上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。
- (4) 受枠は、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置を標準装備すること。
- (5) 受枠は、除雪車に装着された排土板が除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。ふたの上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること（除雪対応型）
- (6) 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。
- (7) グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものであること。

- (8) ふたの表面模様は、『京丹後市型』とし添付図面(別図—②)のとおりとする。

### 2-3 【グラウンドマンホール呼び 300】

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 に準ずる。
- (2) 製品は、ふたと受枠とが蝶番構造により連結され、ふたの取付及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく 180 度転回及び 360 度旋回できること(逸脱防止性能)。また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (3) ふたは、開閉することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図—①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること(不法開放防止機能)。また、ふたの上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。
- (4) 受枠は、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置を標準装備すること。
- (5) 受枠は、除雪車に装着された排土板が除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。ふたの上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること(除雪対応型)。
- (6) 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。
- (7) グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものであること。
- (8) ふたの表面模様は特に指定しないが、京丹後市の市章を入れること。

### 2-4 【グラウンドマンホール呼び 900-600】

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 に準ずる。
- (2) 親蓋ボルト固定タイプの製品は、親蓋と受枠がボルト緊結、子蓋と親蓋とが蝶番構造により連結され、子蓋の取付け及び離脱が容易であると共に、親蓋から子蓋が逸脱することなく 180 度転回及び 360 度旋回できること(逸脱防止性能)。また、子蓋の蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (3) 親蓋ボルト固定タイプの製品は、子蓋は開閉することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図—①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること(不法開放防止機能)。また、親蓋・子蓋の上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。
- (4) 親蓋は(子蓋)開口部には、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有

- し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置を標準装備すること。
- (5) 受枠は、除雪車に装着された排土板が除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。ふたの上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること(除雪対応型)。
  - (6) 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。
  - (7) グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものであること。
  - (8) ふたの表面模様は、『京丹後市型』とし添付図面(別図—②)のとおりとする。

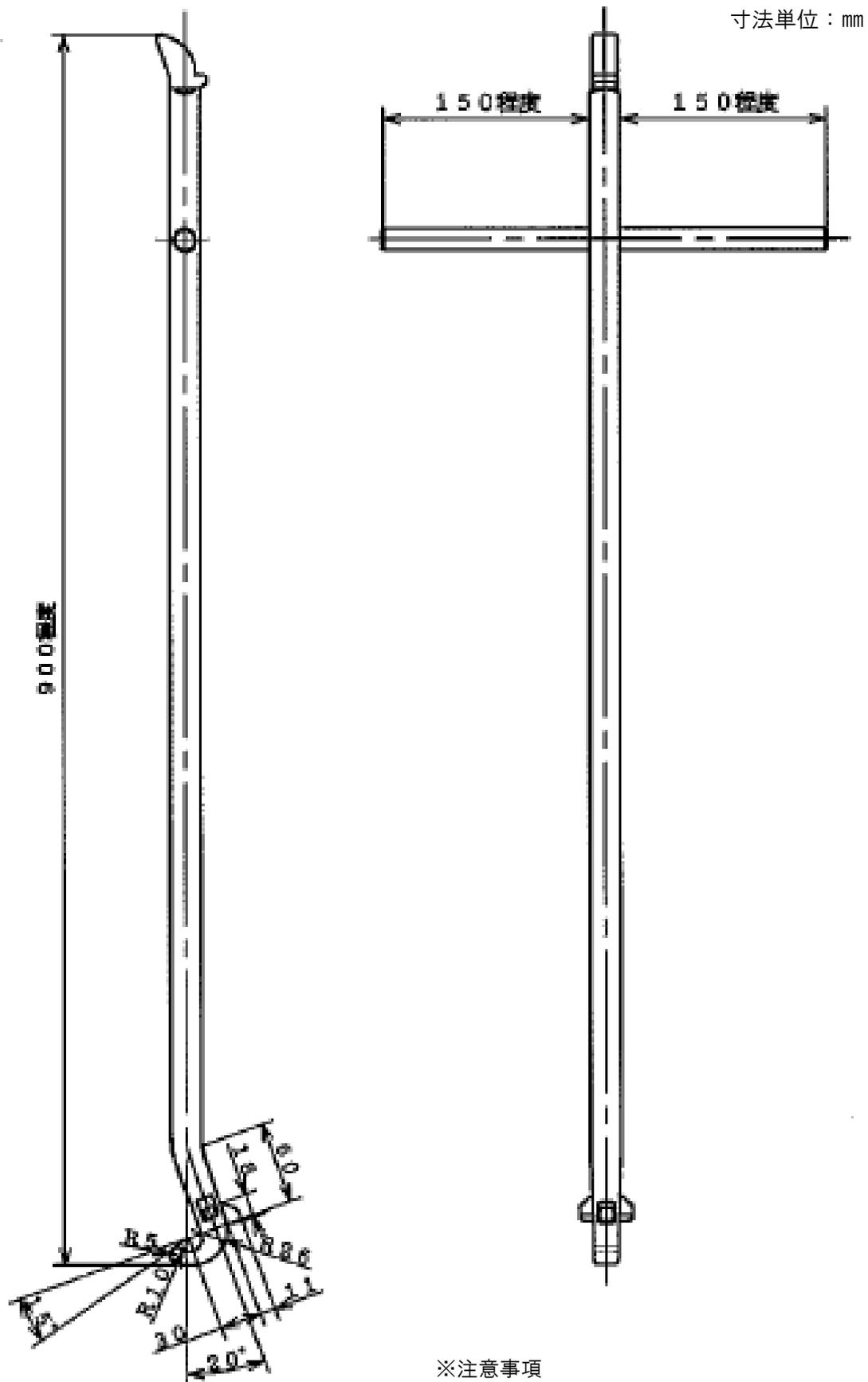
## 2-5【グラウンドマンホール呼び 300 (防護型)】

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-3 に準ずる。
- (2) 製品は、ふたと受枠とが蝶番構造により連結され、ふたの取付及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく 180 度転回及び 360 度旋回できること(逸脱防止性能)。また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (3) ふたは、開閉することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図—①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること(不法開放防止機能)。また、ふたの上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。
- (4) 受枠は、除雪車に装着された排土板が除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。ふたの上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること(除雪対応型)。
- (5) ふたの表面模様は、『京丹後市型』とし添付図面(別図—②)のとおりとする。

(施行期日)

この規定書は令和 2 年 2 月 1 日より施行する。

指定の専用開閉器具（別図-①）



※注意事項

各寸法値・形状は目安を示しており、指定しているものではない。



ふたの表面模様『京丹後市型』（別図-②）

【グラウンドマンホール呼び 600】



1号マンホールに対応した中心点を付けること。  
マンホールの表面に製造会社が確認できるマークを付けること。  
(マークの位置はデザインに支障をきたさない位置とする)

【グラウンドマンホール呼び 300 (防護型)】



マンホールの表面に製造会社が確認できるマークを付けること。  
(マークの位置はデザインに支障をきたさない位置とする)